

# 関西業務ニュース

2013年3月21日No.215

JR東海労働組合新幹線西地方本部

発行 小林 國博 編集 業務部

3月19日、「申」第17号について業務委員会を開催。

## 昨年の要求から全く前進なし！ 会社の誠意なき対応に抗議を行う！！

昨年11月13日に申し入れた「大阪第一、二運輸所における職場諸要求」に関する申し入れに関する業務委員会を開催しました。

《会社回答》

### 1. 設備関係

① 大阪第二運輸所の組合掲示板を男子ロッカー室入り口付近に移設すること。

【回答】現行通りとする。

② 各乗務員詰所及び各乗泊（大一両・名古屋車両所・東一両）に浄水型冷水器（床置き型）を設置すること。

【回答】現行通りとする。

③ 各乗務員待機室にリクライニング式椅子を設置すること。

【回答】現行通りとする。

④ 大一両及び東二両の待機室長椅子は狭くて固いので、大変疲れやすい。社員の体調維持・管理、腰痛防止等の観点から疲れにくい椅子に改善すること。

【回答】現行通りとする。

⑤ 大一運及び大二運社員ロッカーを大型化すること。また、ロッカー室の洗面所及びタオル掛け等の設備を増設すること。

【回答】現行通りとする。

⑥ 大一両及び東一両食堂利用時の、制服着用の義務を簡略化すること。

【回答】現行通りとする。

⑦ 東一両食堂利用時に使用できる自転車を新設すること。

【回答】現状で対処されたい。

- ⑧ 大一運及び大二運に設置してある全ての監視カメラを撤去すること。また、職場入場時にパーサーや業者関係者と同じように社員証提示のみで入れるようにすること。

**【回答】**各職場においては、防犯体制の確立を目的として警備員、警備機器、防犯カメラを適切に設置しているところであり、防犯カメラを撤去する考えはない。日ノ出地区庁舎への入場ルールは現行通りとする。

- ⑨ 全駅・全車両所の信号及び標識（停止位置目標等）をLED化にすること。また、全車両所昇降台下をスラブ化し傷害防止に努めること。

**【回答】**前者については支社権限外事項である。また、傷害事故防止に向けては引き続き取り組んでいく。

- ⑩ 品川駅下りホーム大阪方ホーム柵・名古屋駅下りホーム柵・新大阪駅25番26番大阪方ホーム柵南京錠を大型化し、操作しやすい鍵に改善すること。

**【回答】**現行通りとする。

- ⑪ 新大阪駅21番・22番ホーム東京方及び23番・24番ホーム東京方のテンキーは日照時間によりテンキー番号が見つらい時間帯がある。押しボタン式に改善すること。

**【回答】**現状で対処されたい。

- ⑫ 名古屋車両所乗泊・東一運他所乗務員待機室の空調設備を改善すること。及び東一運・東二運・三島車両所各男子浴場と大一運・大二運各トイレに新たに空調設備を新設すること。

**【回答】**設備不良があれば、調査の上適切に対処していく。

- ⑬ 東一運男子乗泊のベッドは老朽化しているため新しいベッドに改善すること。また、シーパップ等使用時のコンセントを増設すること。

**【回答】**現行通りとする。

- ⑭ 東一両乗泊に乾燥機を設置すること。

**【回答】**現行通りとする。

- ⑮ 三島車両所乗泊の男子浴場を大型化または新設すること。

**【回答】**三島車両所については建て替え工事が計画されており、男性浴室もリニューアルする予定である。

- ⑯ 大一両5階及び9階に自動販売機（飲料・パン等）を設置すること。

**【回答】**現行通りとする。事務所内のセキュリティ確保のため、自動販売機については、共用エリアである1階に集約している。

## 2. 勤務関係

- ① 運転妨害（特に車両入換え作業時）となる添乗及び注意指導をやめること。また、乗務点呼時や添乗時の諮問をやめること。  
**【回答】** 今後も必要な業務指導等を行っていく。
- ② 運転士及び車掌標準動作の決められた喚呼を簡略化すること。  
**【回答】** 各所の事故防止対策を踏まえ検討された基本動作であり、全ての喚呼等に意味があり効果的であるため見直す考えはない。
- ③ 各月毎、隔たりのない年休を発給すること。  
**【回答】** 列車の設定本数は曜日や季節によって波動があり、また社員個々の時期指定の状況等により、時期によっては年休を取得しづらい場合もありえる。
- ④ 年度において年休が取得できる要員体制にすること。  
**【回答】** 必要な人員は配置している。年休に関しては時期指定通り取得できるよう最大限配慮しているものの、弾力的な列車増発等により、やむを得ず時季変更をすることはある。
- ⑤ 年休が流れる時は会社が責任を持って買い上げる等の措置を講ずること。  
**【回答】** 支社権限外事項である。
- ⑥ 一方的な休日出勤を直ちに解消すること。やむを得ず休日出勤を指定する場合は本人の同意を得ること。  
**【回答】** 必要な人員は配置しているが、弾力的な列車増発等により、休日勤務、超過勤務が発生することはある。なお、休日勤務の指定方法については現行通りとする。
- ⑦ 年休の申し込みがあった場合は絶対に休日出勤に指定しないこと。  
**【回答】** 現行通りとする。弾力的な列車増発等により、休日勤務が発生する事もある。
- ⑧ 毎月10日の勤務予定発表時、予備月における休み（公休・特休）を公表すること。  
**【回答】** 予備勤務者については、その性質から休日予定日を公表する予定はない。
- ⑨ 毎月の年休申込者に対する年休順番を決める時は、公平化を図るため各組合代表の立ち会いのもと実施すること。  
**【回答】** 現行通りとする。

⑩ 長期休み（リフレッシュ休暇）等における次勤務確認は、本人からの電話確認を解消し会社が責任を持って行うこと。

**【回答】** 現行通りとする。

⑪ 乗組み月等あらかじめ勤務が把握できた場合は、長期休みでも次勤務確認を受け付けること。

**【回答】** 現行通りとする。

⑫ 毎月の定例訓練時での知識確認及びシミュレーター確認をやめること。

**【回答】** そのような考えはない。

⑬ 定例訓練指定までの待ち時間及び訓練時間を2項超勤扱いにすること。また、年間の訓練時間を減らすこと。

**【回答】** そのような考えはない。また、訓練時間は規定等により実施している。

⑭ 規定類の訂正に必要な時間を労働時間とすること。

**【回答】** 現行通りとする。

### 3. 福利関係

① SAS（睡眠時無呼吸症候群）の治療費は、会社側の負担とすること。また、器具の設置は会社が責任を持って各所に設置し、利便性を図ること。

**【回答】** 支社権限外事項である。

② 石綿受診資格者には、退職後も会社側が責任を持って検診させること。

**【回答】** 支社権限外事項である。

③ 定期健康診断の再検査は、勤務扱いとすること。また、再検査の治療費は会社負担とすること。

**【回答】** 支社権限外事項である。

④ 通勤経路は、合理性且つ利便性を図り本人の希望する経路を認めること。また、通勤手当は希望経路の全額を支給すること。

**【回答】** 通勤経路については本人の希望に基づいている。なお、通勤手当については賃金規定に基づき支給する。

⑤ 乗務員の夏服について、半袖・開襟シャツを認めること。また会社が貸与すること。

**【回答】** 支社権限外事項である。

⑥ 冬服のクリーニングの回数を増やしクリーニングの受付は、夏服と同じようにすること。

【回答】現行通りとする。

《若干のやり取り》

組合：相変わらずの回答。何か進展、前進したものはあるのか。

会社：回答の通り。

組合：もう少し社員の身になって考えたらどうか。社員の身になってやっているとは思えない。

会社：お話は聞いておく。

組合：一生懸命やっているのか。

会社：やっている。

組合：誠意のない回答であり抗議する。申し入れの趣旨については理解しているのか。

会社：理解して回答している。

組合：流しているようにしか思えない。

会社：調査して回答している。

1－①について

組合：出来ない理由は何なのか。物理的に無理なのか。

会社：各種業務の掲示板等があるので、現状を踏まえて回答通り。

組合：貼ってあるのはQC、レクが多い。それより組合の掲示の方が大切。最初の頃は何もなかった。

会社：当初からあのような配置だったと認識している。

組合：そんなことはない。

会社：見解の相違である。

組合：場所を変えようと思えば可能である。

会社：会社が必要と思う物を貼っている。適切に配置している。

組合：わざわざ奥まで行かないと見る事が出来ない位置にある、問題だ。

会社：会社は現行で十分と考えている、現行で対処されたい。

組合：組合の掲示より、QC、レクの掲示の方が大切だというのが会社姿勢だ、認められない。

1－②について

組合：置いてあるところもある。置こうと思えば置けるのではないか。理由は何か。

会社：計画はない。理由は聞いていない。

組合：差がある理由は。

会社：わかりません。

組合：申し入れているのに、理由がわからないでは、本当に調査したのか。

会社：あるかないかは調査している。

組合：大二輪の管理はどこもちなのか。

会社：大二輪。必要性、衛生等、過去に検討はされていたと思う。色々なことを加味されて現行に至っていると思う。

組合：必要性の違いは。

会社：大一両では感じられないのではないか。

組合：回答とは思えない。

会社：回答ではないと言うのであれば議論できない。

組合：同じ会社で差がある理由は。

会社：条件は違うでしょ。

組合：どう違うのか。

会社：色々でしょう。

組合：例えば大一両の設備の所管はどこだ。

会社：大一両は大一両の施設管理権だ。

組合：大一両に言わないと問題は解決しないのか。

会社：必要性とか、衛生面とかを考えて設置し現行に至っている。

組合：納得できない。どこが問題なのか理由を言っていない。

会社：・・・。

組合：大一両では風呂上がりに、のどが渴いて冷たいものを飲みたくても、いちいち制服に着替えないと降りれないではないか。

会社：そうだが、意見、要望は聞いておく。事前を買っていただきたい。

組合：ポットは置いてある。是非、冷水器も置くことを要望する。ところで要望を聞いておくと言ったが、どこに伝えるのか。

会社：東京であれば幹鉄、関西では関係箇所。設備所とか。当然お金のかかる話しだから調整、優先順位などつけてやっている。所で判断することもある。助言することもある。予算もある。

組合：計画にないと順位も何もあったものではない。全く白紙か。

会社：社員の声とか様々である。その時々必要性もある。環境の違いもある。

組合：他にあってここがないというのは納得いかない。だろうとかの話では納得いかない。

会社：必要に応じて、排水、浄水など様々なこと考えて判断する。お金の規模とかもある。

組合：企画も計画、俎上にのる手前の話も所管の判断もハッキリしない、付けてあるところとないところの違いもハッキリしない。それらをハッキリさせ実現すること。

#### 1-③④について

組合：これも設備の問題だが毎年要求している問題だ。

会社：認識というか、承知はしている。

組合：大一両の乗務員詰所は、窓もない狭いスペースだ、その事を認識しているのか。

会社：鳥飼と言えは検修職などのことも色々な事を考えている。

組合：狭い部屋で窓も無く、空調も調整も十分ではない改善すること。

会社：空調の調整は当直に申し出て欲しい。

#### 1-⑤について

組合：スペースがないのか、金の問題か。現状で十分という認識なのか。

会社：現状で対処されたい。

組合：タオル掛けは洗面台の所だけ、他においてない。濡れタオルをカバンの上などに置かざるをえない。タオル掛けを他にも増やすこと。

会社：置きっ放しになったりとかある、本音は個人管理をしてほしい。しかし、若干は置きましようということ。

組合：個人管理というイメージはどういうことだ。

会社：仕事が終わったら家に持って帰るということ。

組合：会社と認識が違う。持って帰る人などほとんどいない。乗務員の特殊性だ、衛生面とか何とかしてほしいのだ。

会社：放りっぱなしで余計に衛生的でない。要望があった話は聞いておく。

#### 1-⑥について

組合：あれだけのセキュリティをやっているのに、検討の余地はないのか。

会社：セキュリティの確保のために決めたのだから理解をお願いしたい。

組合：社員証とか身分がわかる物を持っているそれで十分だ。大一両では制服を着ろとなっている。

会社：ルールなので守って欲しい。

組合：暑い。何とか出来ないのか。警備員もいるのに。社員証を着けるとかで対応出来ないのか。

会社：当日、出入りする事の出来る社員ということ。乗務員には制服で身分を確認としている。

組合：たとえば当直からゲストのIDカード借りるとか簡素化する方法はあるはずだ。

会社：一つの策だと思う。

組合：検討すること。

#### 1-⑦について

組合：出来ない理由は何か。

会社：異常時用はあるが食事用はない。

組合：どれくらい距離があるのか。

会社：かなりある。

組合：AB回しで入庫したらそこでしか食事できない。自転車の設置を要望しておく。

#### 1-⑧について

組合：制服着用で社員証を見せている。パーサーは解錠してもらうのに、乗務員は開け

てくれないのか。

会社：エリアの違いがある。セキュリティのレベルが違う。レベルを下げることはしない。要望がわからないわけではないが、現行通りでお願いしたい。

1－⑨について

組合：権限外というのがどういうことだ。

会社：老朽化切り替え等で交換している。

組合：鳥飼基地西電留の地上信号機でLEDの試験やっていると思うが、今後どうなるのか。

会社：わからない。LEDの予定も聞いていない。反射しやすい物にかえている。

組合：停止位置目標はいくつか交換しているが、把握しているか。

会社：品川は交換しているのでは・・・。

組合：名古屋の上下本線の停止位置目標は低くなり見やすくなった。

会社：かえられるところは、高さも含めてかえたいと思う。

組合：交換しても見えなければ同じだ、乗務員の意見を聞き見やすいものにすること。

1－⑩について

組合：名古屋の下りホーム下に降りるときの鍵は良くなったが、数字を合わせにくかったり不具合である。操作しやすいものに統一すること。

会社：定期的にかえるので検討する。声は反映させてやっている。

1－⑪について

組合：新大阪ホームのテンキーのカバーがいつの間にか付いた。見にくいのは改善すること。

会社：良い方向になったということだ。

1－⑫について

組合：名両は将来的に建て替えるのか。

会社：建て替えはしない。空調は当直に言ってもらえば何とかする。直らなければ取り替えるとかになる。

組合：特に寝室は、旧式の空調で切りにしてても暖房が効いたりする問題がある。

会社：耐震補強工事を行うので、全容はわかっていないが何らかの変更を行うと思う。

1－⑬について

組合：どこが管理しているのか。

会社：幹鉄。当然声は伝えている、その結果の回答だ。

組合：名古屋はシーパップ用のコンセントがついた。

会社：1年ほど前につけた。東一にはあると聞いている。

組合：蛍光灯の横についているものか。あそこはコードが首の回りになる。



会社：物理的に足りなければ対処すべきだと思う。調査する。

1-⑭について

組合：東一両には洗濯機はあるが、乾燥機はない。認識しているのか。

会社：東一輪とっていた。もう一度確認してみる。

1-⑮について

組合：リニューアルの時期はわからないのか。いつ新しくなるのか。

会社：リニューアルの完成時である。

組合：工事の着工は。

会社：わからない。土地がないので、一度、庁舎が動くと思う。

1-⑯について

組合：ゲストカードで行けるようにするか、設置を要望しておく。

2-①について

組合：運転士の妨げにならないようにとの認識は

会社：指導助役は把握しているから考えてやっている。

組合：ミスを誘発しそうな諮問はやめること。

会社：先月の訓練の振り返りだから問題ない。

組合：何のためにやるのか。乗務前にやるのはおかしい。

会社：より効果的なものとしてやっている。意見があったことは聞いておく。

組合：気持ちよく乗務に送り出すなど、メンタル面も考えやめるべきだ。

会社：問題はないと考えている。諮問自体は必要と考えている。

2-②について

組合：事故が発生したら増えていく。

会社：そういうこともありますね。

組合：必要ないものまで増える。簡素化すべきだ。

会社：事故を教訓として、事故を発生させないためのものとして作成した基本だ。

組合：乗務員の意見を十分聞いていない。

会社：喚呼は必要と考えている。過去の経緯は知っていると思う。

組合：どれが重要かわからなくなる。必要最小限にすべきだ。引上げ線の添乗報告は変わった。

会社：環境が大きく変わった。

組合：規定等で定めている通りではなくなった。

会社：環境が変わって定めなおした。

組合：今日は時間がないので議論しないが、基本動作集は押しつけであり問題であることを指摘しておく。

2-③④⑤について

組合：年休を流した人はいないのか。

会社：把握できていない。

組合：かなりの人が抱え込んでいるのではないのか。

会社：どう言う意味か。

組合：要員が不足である。年休の出る月にもアンバラがある。

会社：五所との関係もある。

組合：一番くじを引いても年休が出ないのはおかしい。

会社：繁忙期、職種別でありえる。

組合：五所とか色々あるなら、この月は出やすいとか言えるのではないか。

会社：それは良いことだと思う。現場での工夫の範疇だと思う。声があったことは伝えておく。

2-⑥について

組合：本人に一言もないのはいかがか。過去には言っていた時期もある。

会社：言っていたという認識はない。

組合：休日勤務全般に反対しているのではない。申し入れにも一方的なものはダメだと書いている。一方的なものはなくすように。

2-⑦について

組合：用事があって年休を申し込んでいるのに休日出勤を入れるのはおかしい。

会社：斜めに帯で入れている状況。実績はある。配慮は最大限していると聞いている。本当に休みたければ申し出て下さい。

組合：2カ所あって、1カ所は年休を申し込んでいるのに休日出勤を指定される。

会社：申し出てもらいたい。配慮は出来るかもしれない。

組合：申し込む時はわからない。理不尽である。年休を申し込んでいるのに、権利がない状態。もう1カ所あるのだから、百歩譲ったとしてそちらを指定すべき。

会社：休日勤務だからか。

組合：そうである。通常年休が出ないのとは違う。

会社：話はわかった。

2-⑧について

組合：予定が発表出来ないのはおかしい。納得いかない。

会社：去年も同じ回答をしたが、10日の段階で業務量が確定しない、追加臨などもあるので。

組合：協約にそんなこと謳われていない。予備だけ明らかにしないのはおかしい。

会社：全ての社員とはなっていない。

組合：それでは予備以外にどこの職場だ。

会社：電気かな。

組合：何でだ。

会社：・・・・。

組合：納得いかない。

## 2-⑨について

組合：⑨～⑪について、現行通りとは納得いかない。⑨で順番はどうして決めているのだ。

会社：パソコンでランダムにやっている。

組合：組合の代表を立ち合わせるべきだ。

会社：信じていないということか。

組合：公平感を持つということだ、そうすれば何も問題ない。

会社：手を加えることはない。

組合：毎年、毎月悪い順番だと不思議に感じる。東京も以前は三名立ち会っている。

会社：業務に支障のない範囲でやっている。信じて下さい。

## 2-⑩⑪

組合：乗り組みなら確定しているから必要ない。

会社：去年も同じ回答でお願いしている。

組合：次勤務確認で十分で、電話確認は必要ない。

会社：変更等がある場合がある。5日以内なら休みにかかわらず会社から連絡する。

組合：変更があれば会社が電話すれば良い。

会社：5日以降は、電話確認をお願いします。

組合：納得いかない。対立を確認する。次勤務の電話確認、会社からの電話の時間が常識的かというと21時過ぎで遅い。もっと早くすること。

## 2-⑫について

組合：以前から言っているが、中座するなど集中出来ない。訓練ではなくなる。

会社：応急処置も含めてやっている問題ない。

組合：5、6月に知識確認やっているのだ、それで十分だ。個人の評価、番号を付けるためであり、訓練とはいえない、試験だ。

会社：会社の認識は試験ではない。

組合：認識の相違がある。乗務員の訓練の中身に対する意見を聞いてもらいたい。途中中座や、試験という認識で、集中出来ない状況で訓練になっていない。

会社：プリントも渡しているのでもらえばわかる。

組合：乗務員の意識を無視したもので納得いかない。

## 2-⑬について

組合：訓練について時間など増えているが、定めなどはあるのか。

会社：プラスアルファでやっている部分もある。ブランドとか規律規範などはそれ。

組合：訓練についての定めはどこにあるのか。

会社：国土交通省の省令にある。会社が責任を持ってやっている。

組合：どこに定めて、どれに基づいているのか示すこと。

#### 2-⑭について

組合：また膨大な訂正が発生しているが把握しているのか、時間を付加すること。

会社：前回も議論したがそれから何も変わらない。

#### 3-⑥について

組合：クリーニングが1着1回となる。

会社：冬場の期間は長い。

組合：改善してもらいたい。今の時期など車掌は汗をかいて仕事をしている。

会社：もう少し柔軟な対応をしてもよいのではないか、意見は伝えておく。

#### 3-③について

組合：最近、増えている。

会社：健康のため、と思ってほしい。

組合：紹介状をもらって近くの病院で見てもらおうと、こんな程度で、と言われることもある。

会社：何もなければ安心できるのではないか。

組合：それならば費用は会社が負担すべきである。

以上